

# 衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

【第211回国会】令和5年3月30日（木）、第3回の委員会が開かれました。

## 1 消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件

- ・河野国務大臣（消費者及び食品安全担当）、尾崎内閣府大臣政務官、本田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）宮崎政久君（自民）、古屋範子君（公明）、西村智奈美君（立憲）、山田勝彦君（立憲）、井坂信彦君（立憲）、池畑浩太郎君（維新）、田中健君（国民）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 宮崎政久君（自民）

- （1） 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（以下「不当寄附勧誘防止法」という。）の行政措置等に係る規定の令和5年4月1日からの施行に向けての準備状況及び施行に向けての河野国務大臣の思い
- （2） 「不当寄附勧誘防止法に基づく消費者庁長官の処分に係る処分基準等について（案）」（以下「処分基準案」という。）について
  - ア 処分基準案が法律案の議員修正の趣旨を踏まえて作成されていることの確認
  - イ 処分基準案作成に当たっての消費者庁の基本的な考え方
  - ウ 不当寄附勧誘防止法第6条第1項（配慮義務の遵守に係る勧告）に関して
    - a 「個人の権利の保護に著しい支障が生じている」の具体的内容及び著しい支障が生じている状況の形成過程において、違法不当な方法が用いられた場合についても処分基準案に明記すべきとの意見に対する消費者庁の見解
    - b 「著しい支障が生じていると明らかに認められる場合」の具体的内容及び全国の消費生活センター等に多数の相談が寄せられている場合についても処分基準案に明記すべきとの意見に対する消費者庁の見解
    - c 「更に同様の支障が生じるおそれが著しい」の具体的内容及び「なお、過去に著しい支障が生じていたが、既に勧誘の在り方が見直されて今後は改善が見込まれる場合には、この要件を満たさないと考えられる」の部分を処分基準案から削除すべきとの意見に対する消費者庁の見解
  - エ 不当寄附勧誘防止法第6条第3項（報告徴収）についての消費者庁の考え方及び同項の要件と第6条第1項（勧告）の要件を区別すべきとの意見に対する消費者庁の見解
  - オ 不当寄附勧誘防止法第7条（禁止行為に係る報告、勧告等）に関して、処分基準案における「報告徴収」の具体的内容として「組織的」とした文言を削除すべきとの意見に対する消費者庁の見解
- （3） ステルスマーケティングについての河野国務大臣の認識と対応

### 古屋範子君（公明）

- （1） SNSを利用した凶悪事件への対策として、消費者教育に積極的に取り組んでいく必要性についての河野国務大臣の見解
- （2） デジタル化に対応した消費者教育についての今後の取組
- （3） 令和5年4月1日からの「新たな遺伝子組換え表示制度」のポイント及び制度の周知徹底のための消費者庁の取組
- （4） 外食等における食物アレルギーに関する表示ルール作りについての河野国務大臣の見解

### 西村智奈美君（立憲）

- (1) 不当寄附勧誘防止法が令和5年4月1日に完全施行されること及び処分基準案の公開の確認
- (2) 処分基準案における同法第6条第1項（配慮義務の遵守に係る勧告）に関して
  - ア 「個人の権利の保護に著しい支障が生じている」の例示として「抑圧状態の形成過程で違法不当な方法が用いられた場合」を明記する必要性
  - イ 「著しい支障が生じていると明らかに認められる場合」として例示されている「法人等の勧誘行為につき、配慮義務違反を認定して不法行為責任を認めた判決が存在する場合」の意味
  - ウ 配慮義務違反と認定された判決と同様の行為について勧告できると例示することに対する河野国務大臣の見解
  - エ 「著しい支障が生じていると明らかに認められる場合」の例示として配慮義務違反と認定された判決が存在する場合に限定せず、全国の消費生活センター、法テラス及び消費者庁などに多数の相談が寄せられている場合も含めるべきとの考えに対する河野国務大臣の見解
  - オ 「更に同様の支障が生じるおそれが著しい」について、「なお、過去に著しい支障が生じていたが、既に勧誘の在り方が見直されて今後は改善が見込まれる場合には、この要件を満たさないと考えられる」としたことの理由
  - カ 不当な寄附勧誘行為による問題発覚から行政指導まで迅速に対応することの確認

#### 山田勝彦君（立憲）

- (1) 昆虫食の安全性
  - ア 欧州食品安全機関がコオロギ食のリスクについて4点公表していることに関して我が国においてコオロギの表示義務がないことの理由
  - イ 我が国において昆虫食への安全性評価や許可制度を導入する必要性
- (2) 原料の原産地表示
  - ア 原料原産地表示を求めている消費者の声を踏まえたときに現行の加工食品等の製造地表示が表示の目的に沿ったものとなっているかの確認
  - イ 原料原産地表示が我が国の食料自給率向上に資する可能性に対する河野国務大臣の認識
- (3) 遺伝子組換え表示
  - ア 令和5年4月1日以降「遺伝子組換えでない」との表示がなくなることの理由
  - イ 「遺伝子組換えでない」との表示の基準厳格化に対する河野国務大臣の認識

#### 井坂信彦君（立憲）

- (1) 景品表示法に基づくステルスマーケティング規制（新たな指定告示）
  - ア 広告主を規制するだけでなくレビュー募集の仲介業者（ブローカー）を規制する必要性
  - イ 競合他社を貶める不正レビューの規制の必要性
  - ウ プラットフォーム事業者に対する不正レビューの削除依頼の可否
  - エ 新たな指定告示に係る運用基準案における「A社から商品の提供を受けて投稿している」旨の事例について、一般消費者に広告であることを気づかせる事例としての妥当性
  - オ 違反行為が減らない場合、ブローカーへの直接規制や運用基準に明示した事例の見直しなどの検討の必要性
- (2) 大手不動産データにおいて、AI等を使ったおとり広告の可能性のある物件を自動的に削除した件数が月間5万件に上るなど、不動産おとり広告が放置されている現状についての河野国務大臣の見解
- (3) オンラインによる消費者生活相談
  - ア 消費者庁における本格的なシステム変更に先立ってチャットによる相談対応を行う必要性
  - イ 国が相談システムを構築し、これを地方公共団体が利用するという支援の在り方について河野国務大臣の所見

**池畑浩太郎君（維新）**

- (1) 食品ロスの削減
  - ア 食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく政府におけるこれまでの取組
  - イ 食品ロス削減推進における教育及び学習の振興、啓発等に係る取組の具体的な内容
  - ウ 食品の納入期限を賞味期限の3分の1以内とする商習慣「3分の1ルール」について政府の現状認識と対応方針
- (2) 食品表示対策の推進
  - ア 命に直結する食品表示ミス無くすための政府の取組
  - イ 外食・中食における食物アレルギーに関するパンフレットの活用方法について河野国務大臣の見解
- (3) オンラインゲームに係るトラブルについての政府の現状認識等

**田中健君（国民）**

- 日本国内から海外のオンラインカジノに接続して行われている違法な賭博
- ア オンラインカジノの現状と河野国務大臣の所感
  - イ 消費者庁が行っている対策
  - ウ オンラインカジノを宣伝するアフィリエイト業者に対する規制の有無
  - エ 日本の賭博罪には触れないとの宣伝（表示）が不当表示に当たることの確認及び同宣伝（表示）についての警察庁の見解
  - オ 違法なオンラインカジノの入口となっている無料版を宣伝することは違法行為の幫助となること  
の確認
  - カ オンラインカジノを利用した賭博事案についてのこれまでの逮捕者数及び海外の違法事業者に対する取締りの現状
  - キ オンラインカジノに関与している決済代行業者に対する取締りの可否及びその取組状況

**本村伸子君（共産）**

- 特定商取引法の見直し
- ア インターネットを通じた取引に関して件数が多い相談内容及び現行の特定商取引法では救済できていない問題についての消費者庁の認識
  - イ 通信販売においてもクーリングオフ等の制度を設ける必要性
  - ウ マルチ取引被害の防止対策を強化する必要性
  - エ マルチ取引による被害者の親族からの相談に対応する公的な専用窓口を設置し、相談や実態把握を行う必要性
  - オ マルチ取引の被害者等から寄せられた相談を分析して政策に生かしていく必要性
  - カ 特定商取引法の改正に向けた検討会を開催する必要性